

令和3年3月
令和3年第2回栃木市議会定例会
議案説明書（その2）

栃木市

番 号

件 名

議案第37号	栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第38号	栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第39号	栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	40
議案第40号	栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第41号	栃木市道路構造条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第42号	栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第43号	栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第44号	栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	88
議案第45号	栃木市市民交流センタ一条例の一部を改正する条例の制定について	92
議案第46号	栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	96
議案第47号	栃木市市民憲章審議会条例を廃止する条例の制定について	100
議案第48号	とちぎ蔵の街美術館条例を廃止する条例の制定について	101
議案第49号	栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を廃止する条例の制定について	104
議案第50号	財産の無償譲渡及び無償貸付けについて（旧小野寺北小学校）	105
議案第51号	工事請負契約の締結について（都賀保健センター・都賀文化会館解体工事）	108
議案第52号	事業契約の締結について（栃木市新斎場整備運営事業）	110
議案第53号	指定管理者の指定について（栃木市斎場）	113
議案第54号	市道路線の認定について	114
議案第55号	市道路線の変更について	122
議案第56号	教育長の任命につき同意を求めることについて	126
議案第57号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	128
議案第58号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	130

議案第59号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	132
議案第60号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	134
議案第61号 農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて	136

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 目次に第5章雑則を加えること。（目次関係）
- 2 高齢者虐待防止に係る規定を定めること。
(第3条、第28条、第38条の2、第58条及び第81条関係)
- 3 字句の整理を行うこと。
(第9条、第10条、第46条、第66条及び第87条関係)
- 4 人員の配置基準等の見直し又は緩和を行うとともに勤務体制の確保等を改めること。

(第11条、第45条及び第72条関係)

5 介護従業者の認知症介護基礎研修受講に係る規定を加えること。

(第29条及び第82条関係)

6 ハラスメント対策に係る規定を定めること。

(第29条及び第82条関係)

7 業務継続計画の策定に係る基準を定めること。(第29条の2関係)

8 非常災害対策における地域住民との連携について定めること。

(第31条関係)

9 感染症対策に係る規定を定めること。(第32条関係)

10 テレビ電話装置等の活用を加えること。

(第32条、第38条の2、第40条、第50条及び第79条関係)

11 掲示に代える要件を加えること。(第33条関係)

12 地域の実情により市が必要と認めた場合に、一定の条件下で登録定員及び利用定員の基準超過を可能とすること。(第59条関係)

13 介護予防認知症対応型共同生活介護におけるユニット数を改めるとともに、サテライト型事業所の基準を加えること。

(第72条、第73条、第75条及び第80条関係)

14 第三者による外部評価の方法として運営推進会議の活用を加えること。

(第88条関係)

15 電磁的記録に係る規定を定めること。(第92条関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第37号（地域包括ケア推進課）

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

現	行
目次	
第1章～第3章 略	
第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護	
第1節～第4節 略	
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第88条～第91条）	
附則	
(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)	
第3条 略	
2 略	
(従業者の員数)	
第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第139条 第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症 対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域 密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第158条第1項に規定する指定地域密 着型特定施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介 護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条第1項に規定する指定地域密 着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）の食堂若しくは共 同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定 介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）	

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

改 正 案

目次

第1章～第3章 略

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節～第4節 略

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第88条～第91条）

第5章 雜則（第92条）

附則

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）

第3条 略

2 略

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（従業者の員数）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第139条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第158条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第11条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以

現 行
<p>の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第102条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第139条、第159条若しくは第179条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p>
2 略
(利用定員等)
第10条 略
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。
(管理者)

改 正 案

下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第102条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第139条、第159条若しくは第179条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 略

(利用定員等)

第10条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

現 行
<p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2 略</p>
<p>(運営規程)</p>
<p>第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>
<p>(1)～(9) 略</p>
<p><u>(10)</u> 略</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第29条 略</p>
<p>2 略</p>
<p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

改 正 案

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(運営規程)

第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(勤務体制の確保等)

第29条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介

現 行

(非常災害対策)

第31条 略

2・3 略

4 略

(衛生管理等)

第32条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改 正 案

護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第31条 略

2・3 略

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 略

(衛生管理等)

第32条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

現 行

(掲示)

第33条 略

(地域との連携等)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、

改 正 案

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第33条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、

現 行		
介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下の項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。		
2～5 略		
(従業者の員数等)		
第45条 略		
2～5 略		
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行なう事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、 <u>指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健		

改 正 案

介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下の項及び第50条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2～5 略

（従業者の員数等）

第45条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u>	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健

現 行
医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。
8～13 略
（管理者）
第46条 略
2 略
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、 <u>第73条第2項</u> 及び <u>第74条</u> において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
（心身の状況等の把握）
第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第45条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、

改 正 案

医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 略

（管理者）

第46条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第3項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第45条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、

現	行
本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第68条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を <u>召集して</u> 行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	
(運営規程)	
第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	
(1)～(9) 略	
<u>(10)</u> 略	
(定員の遵守)	
第59条 略	
(準用)	

改 正 案

本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第68条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(定員の遵守)

第59条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から栃木市介護保険事業計画(法第117条第1項の規定に基づき市が定めた市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の栃木市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の栃木市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

現 行
<p>第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、<u>第38条（第4項を除く。）</u>から第40条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、<u>第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」</u>とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第139条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第138条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p>

改 正 案

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第29条の2、第32条から第40条まで（第38条第4項を除く。）の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第139条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第138条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必

現 行

2～4 略

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適當と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 略

9・10 略

(管理者)

第73条 略

改 正 案

要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができます。

2～4 略

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 略

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

10・11 略

（管理者）

第73条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指

現	行
2 略	
第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。 <u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u>	
2～7 略	
(身体的拘束等の禁止)	
第79条 略	
2 略	
3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2)・(3) 略	
(管理者による管理)	
第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	
(運営規程)	
第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。	

改 正 案

定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 略

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）とする。

2～7 略

(身体的拘束等の禁止)

第79条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 略

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

現	行
(1)～(6)	略
<u>(7)</u>	略 (勤務体制の確保等)
第82条	略
2	略
3	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
	(準用)
第87条	第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、 <u>第37条、第38条（第4項を除く。）</u> 、 <u>第39条、第40条</u> 、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、 <u>第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中<u>「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」</u></u>

改 正 案

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第82条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指

現	行
---	---

と、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第88条 略

2. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3～5 略

改 正 案

定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第88条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

3～5 略

第5章 雜則

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 目次に第6章雑則を加えること。（目次関係）
- 2 高齢者虐待防止の規定を定めること。
(第2条、第19条及び第26条の2関係)
- 3 勤務体制の確保を改めること。（第20条関係）
- 4 業務継続計画の策定に係る基準を定めること。（第20条の2関係）
- 5 感染症対策に関する規定を定めること。（第22条の2関係）
- 6 掲示に代える要件を加えること。（第23条関係）
- 7 テレビ電話装置等の活用を加えること。（第32条関係）
- 8 電磁的記録に関する規定を定めること。（第35条関係）

[参照条文]

議案第19号と同じ。

現 行

目次

第1章～第4章 略

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）

附則

(基本方針)

第2条 略

2～4 略

(運営規程)

第19条 略

(1)～(5) 略

(6) 事故発生時の対応に関する事項

(7) 略

(勤務体制の確保)

第20条 略

2・3 略

ための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

改 正 案

目次

第1章～第4章 略

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）

第6章 雜則（第35条）

附則

(基本方針)

第2条 略

2～4 略

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

第19条 略

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(勤務体制の確保)

第20条 略

2・3 略

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対

現 行

(掲示)

第23条 略

改 正 案

する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第23条 略

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（虐待の防止）

第26条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレ

現 行

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 略

(1)～(8) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(10)～(30) 略

改 正 案

ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 略

(1)～(8) 略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(30) 略

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第2

現

行

改 正 案

8号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 目次に第5章雑則を加えること。(目次関係)
- 2 高齢者虐待防止の規定を定めること。
(第3条、第21条及び第30条の2関係)
- 3 管理者要件に例外規定を加えること。(第6条関係)
- 4 利用者への説明及び同意を求める内容に各サービスの割合等を加えること。(第7条関係)
- 5 テレビ電話装置等の活用を加えること。(第16条関係)
- 6 訪問介護の割合が厚生労働大臣の定める基準に該当する場合の居宅サービス計画の届出について定めること。(第16条関係)
- 7 字句の整理を行うこと。(第21条関係)
- 8 勤務体制の確保等を改めること。(第22条関係)
- 9 業務継続計画の策定に係る基準を定めること。(第22条の2関係)

- 1 0 感染症対策に関する規定を定めること。(第24条の2関係)
- 1 1 掲示に代える要件を加えること。(第25条関係)
- 1 2 電磁的記録に関する規定を定めること。(第34条関係)
- 1 3 経過措置を改めること。(附則関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第39号（地域包括ケア推進課）

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す

現	行
目次	
第1章～第3章 略	
第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）	
附則	
(基本方針)	
第3条 略	
2～4 略	
(管理者)	
第6条 略	
2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。	
3 略	
(内容及び手続の説明及び同意)	
第7条 略	
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが <u>等について</u> <u>て説明し、当該利用者の理解を得なければならない。</u>	

る条例

改 正 案

目次

第1章～第3章 略

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

第5章 雜則（第34条）

附則

(基本方針)

第3条 略

2～4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行いう努めなければならない。

(管理者)

第6条 略

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができます。

3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問

現 行

3～8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(20) 略

改 正 案

介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等との回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 略

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(10)～(20) 略

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介

現	行
(21)～(30) 略 (運営規程) 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。 (1)～(5) 略 (6) 略 (勤務体制の確保) 第22条 略 2・3 略	

改 正 案

護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービスがサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(22)～(31) 略

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(勤務体制の確保)

第22条 略

2・3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継

現 行

(掲示)

第25条 略

改 正 案

統計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第25条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

現 行

附 則

1 略

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

改 正 案

第5章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

1 略

(管理者に係る経過措置)

2 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」であるとあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者で

現

行

改 正 案

ある介護支援専門員を」とする。

(保育課)

議案第40号

栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市大平南第2保育園を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市保育所条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市大平南第2保育園を削ること。(第2条関係)

〔参考条文〕

議案第19号と同じ。

議案第40号（保育課）

栃木市保育所条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(名称及び位置)

第2条 前条の保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
栃木市大平南第1保育園	栃木市大平町西水代1705番地2
<u>栃木市大平南第2保育園</u>	<u>栃木市大平町榎本880番地18</u>
略	略

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 前条の保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
栃木市大平南第1保育園	栃木市大平町西水代1705番地2
略	略

(道路河川整備課)

議案第41号

栃木市道路構造条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

国の道路構造令の一部改正に準じ、自転車通行帯を設ける市道の構造の技術的基準を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市道路構造条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 自転車通行帯の設置要件を定めること。（第4条及び第8条の2関係）
- 2 副道、自転車道、自転車歩行者道及び歩道の設置要件を改めること。
(第6条、第10条、第11条及び第12条関係)
- 3 字句の整理を行うこと。（第21条、第29条及び第31条関係）
- 4 待避所の設置要件を改め、字句の整理を行うこと。（第32条関係）
- 5 小区間改築の場合の特例に、自転車通行帯を加えること。
(第41条関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第41号（道路河川整備課）

栃木市道路構造条例の一部を改正する条例

現	行
(車線等)	
第4条 車道（副道、停車帯、交差点、車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分、乗合自動車停車所及び非常駐車帯、付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間、車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。	
2～4 略	
5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道の狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。	
(副道)	
第6条 略	
2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。	
(停車帯)	
第8条 略	
2 略	

改 正 案

(車線等)

第4条 車道（副道、停車帯、自転車通行帯、交差点、車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分、乗合自動車停車所及び非常駐車帯、付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間、車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2～4 略

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道の狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 略

2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(停車帯)

第8条 略

2 略

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

現	行
---	---

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

改 正 案

- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

現	行
(視距等)	
第21条 略	
2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な <u>見とおし</u> の確保された区間を設けるものとする。	
(平面交差又は接続)	
第29条 略	
2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な <u>見とおし</u> ができる構造とするものとする。	
3～5 略	
(鉄道等との平面交差)	
第31条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。	
(1)・(2) 略	
(3) <u>見とおし区間</u> の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1、2メートルの高さにおいて <u>見とおすこと</u> ができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。	
踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 1時間につきキロメートル）	<u>見とおし区間</u> の長さ（単位 メートル）
略	略
(待避所)	
第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。 ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。	

改 正 案

(視距等)

第21条 略

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第29条 略

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3～5 略

(鉄道等との平面交差)

第31条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

(1)・(2) 略

(3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 1時間につきキロメートル）	<u>見通し区間</u> の長さ（単位 メートル）
1	1
略	略

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。
ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

現 行
(1) 略
(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。
(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。
 (小区間改築の場合の特例)
<p>第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>

改 正 案

- (1) 略
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができる。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。

（小区間改築の場合の特例）

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(土木管理課)

議案第42号

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

道路法施行令の一部改正による国の道路占用料の改定に準じ、本市の道路占用料を改定するため、栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

占用料の額を改めること。（別表関係）

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

議案第42号（土木管理課）

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

現 行			
別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料（円）
法第32条第 1項第1号に 掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	440
	第2種電柱		680
	第3種電柱		920
	第1種電話柱		400
	第2種電話柱		630
	第3種電話柱		870
	その他の柱類		40
共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートル につき1年	4	4
地下に設ける電線その他の線類		2	2
路上に設ける変圧器	1個につき1年	390	390
地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	240	240
変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	790	790
郵便差出箱及び信書便差出箱		330	330
広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,700	1,700
その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	790	790
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートル につき1年	17

改 正 案

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第 1項第1号に 掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510
	第2種電柱		790
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		460
	第2種電話柱		730
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		46
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	270
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	910
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,900
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	910
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートル につき1年	19

現行			
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>24</u>
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>36</u>
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>47</u>
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>71</u>
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>95</u>
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>170</u>
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>240</u>
外径が1メートル以上のもの			<u>470</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方 メートルにつき	<u>790</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上の もの	Aに0.005を乗 じて得た額 Aに0.008を乗 じて得た額 Aに0.01を乗じ て得た額
		上空に設ける通路	<u>870</u>
		地下に設ける通路	<u>520</u>
		その他のもの	<u>790</u>
法第32条第1項第6号に	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき	<u>17</u>

改 正 案

	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>55</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>550</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方 メートルにつき	<u>910</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地 下室	Aに0.005を乗 じて得た額	
	階数が2のもの	Aに0.008を乗 じて得た額	
	階数が3以上の もの	Aに0.01を乗じ て得た額	
	上空に設ける通路		<u>930</u>
	地下に設ける通路		<u>560</u>
	その他のもの		<u>910</u>
法第32条第1項第6号に	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき	<u>19</u>

現 行				
掲げる施設 道路法施行令 (昭和27年 政令第479号。以下「政 令」という。) 第7条第1号 に掲げる物件	その他もの		1日 占用面積1平方 メートルにつき 1月	<u>170</u>
	看板(アーチ であるものを 除く。)	一時的に設ける もの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	<u>170</u>
	その他もの		表示面積1平方 メートルにつき 1年	<u>1,700</u>
	標識		1本につき1年	<u>630</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本につき1日	<u>17</u>
		その他もの	1本につき1月	<u>170</u>
	幕(政令第7 条第4号に掲 げる工事用施 設であるもの を除く。)	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	<u>17</u>
		その他もの	その面積1平方 メートルにつき 1月	<u>170</u>
	アーチ	車道を横断する もの	1基につき1月	<u>1,700</u>
		その他もの		<u>870</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方 メートルにつき		<u>790</u>

改 正 案

掲げる施設		1日	
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1月	<u>190</u>
道路法施行令 (昭和 27 年 政令第 479 号。以下「政 令」という。) 第 7 条第 1 号 に掲げる物件	看板(アーチ であるものを 除く。)	一時的に設ける もの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1月
		その他のもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1年
旗ざお		祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本につき 1 日
		その他のもの	1本につき 1 月
幕 (政令第 7 条第 4 号に掲 げる工事用施 設であるもの を除く。)		祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積 1 平方 メートルにつき 1 日
		その他のもの	その面積 1 平方 メートルにつき 1月
アーチ		車道を横断する もの	1基につき 1 月
		その他のもの	<u>1,900</u>
政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方 メートルにつき	<u>910</u>

現行			
		1年	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき	<u>170</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1月	<u>79</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額
	その他もの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他もの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額 Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他もの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額 Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げ	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額

改 正 案

		1年	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき	<u>190</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1月	<u>91</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げ	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額

現 行	
る応急仮設建 築物	上空に設けるもの その他もの
政令第7条第12号に掲げる器具	Aに <u>0.024</u> を乗 じて得た額 Aに <u>0.034</u> を乗 じて得た額 Aに <u>0.034</u> を乗 じて得た額
政令第7条第 13号に掲げ る施設	トンネルの上又は高速自動車國 道若しくは自動車専用道路(高架 のものに限る。)の路面下に設け るもの 上空に設けるもの その他もの
備考 略	Aに <u>0.017</u> を乗 じて得た額 Aに <u>0.024</u> を乗 じて得た額 Aに <u>0.034</u> を乗 じて得た額

改 正 案

る応急仮設建 築物	上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額
政令第7条第 13号に掲げ る施設	トンネルの上又は高速自動車國 道若しくは自動車専用道路(高架 のものに限る。)の路面下に設け るもの	Aに <u>0.016</u> を乗 じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額
備考		
略		

(予 防 課)

議案第43号

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 字句の整理を行うこと。（第8条の3関係）
- 2 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改めること。
(第11条の2関係)
- 3 届出を要する火を使用する設備等の設置に急速充電設備を加えること。
(第44条関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第43号（予防課）

栃木市火災予防条例の一部を改正する条例

現	行
(燃料電池発電設備)	
第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は <u>固定酸化物型燃料電池</u> による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。	
2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は <u>固定酸化物型燃料電池</u> による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。	
3～5 略	
(急速充電設備)	
第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力 <u>50キロワット</u> を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	

改 正 案

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

3～5 略

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部の

現	行
(1) ~ (3)	略
(4)	充電を開始する前に、急速充電設備と <u>電気を動力源とする自動車等</u> との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
(5)	急速充電設備と <u>電気を動力源とする自動車等</u> が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
(6)	急速充電設備と <u>電気を動力源とする自動車等</u> の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
(7) ~ (11)	略
(12)	急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。 ア 略 イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

改 正 案

ないものに面するときは、この限りでない。

(2)～(4) 略

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(12) 略

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 略

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

現	行
<u>(13)</u> ・ <u>(14)</u> 略	
2 略	
	(火を使用する設備等の設置の届出)
	第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。
	(1)～(9) 略
	<u>(10)</u> ～ <u>(14)</u> 略

改 正 案

(17)・(18) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(9) 略

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11)～(15) 略

(公 民 館 課)

議案第 44 号

栃木市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市藤岡地区公民館を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公民館条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市藤岡地区公民館を削ること。(第 2 条及び別表関係)

[参照条文]

議案第 19 号と同じ。

議案第44号（公民館課）

栃木市公民館条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(名称及び位置)

第2条 略

2 前項に定める公民館のほか、次に掲げる地区公民館を置くものとする。

名称	位置
略	略
栃木市大平東地区公民館	栃木市大平町横堀810番地
栃木市藤岡地区公民館	栃木市藤岡町藤岡1396番地
略	略

別表（第10条関係）

1 栃木市公民館使用料 略

2 栃木市地区公民館使用料

(1)～(3) 略

(4) 栃木市藤岡地区公民館

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
婦人室	1時間につき	100円	150円
実習室	1時間につき	100円	150円
和室(1)	1時間につき	100円	150円
和室(2)	1時間につき	100円	150円
小会議室	1時間につき	210円	310円
講座室	1時間につき	210円	310円
ホール	1時間につき	310円	470円

(5)～(9) 略

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 略

2 前項に定める公民館のほか、次に掲げる地区公民館を置くものとする。

名称	位置
略	略
栃木市大平東地区公民館	栃木市大平町横堀 810 番地
略	略

別表（第10条関係）

1 栃木市公民館使用料 略

2 栃木市地区公民館使用料

(1)～(3) 略

(4)～(8) 略

(公民館課)

議案第45号

栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

提案理由

栃木市市民交流センターの印刷機の使用料を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市市民交流センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 使用料の減免を改めること。（第10条関係）
- 2 印刷機を加えること。（別表関係）

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

議案第45号（公民館課）

栃木市市民交流センター条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表（第9条関係）

区分			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
略	略	略	略	略
1階	ギャラリー	1日につき		940円

備考

1・2 略

改 正 案

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
ただし、備品の使用料は除くものとする。

別表（第9条関係）

区分			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
略	略	略	略	略
1階	ギャラリー	1日につき		940円
備品	印刷機	1製版最初の100枚まで		100円
		以降200枚ごとに		100円

備考

1・2 略

3 印刷機を利用する際に必要とする用紙は、利用者が持参するものとする。

(文 化 課)

議案第 46 号

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市立美術館の設置に当たり、美術館館長の勤務日数を増やす必要があることから、報酬額を増額するため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

美術館館長の報酬額を増額すること。（別表関係）

[参考条文]

議案第 19 号と同じ。

議案第46号（文化課）

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表（第1条関係）

職名	報酬の額	
略	略	略
美術館館長	月額	<u>206,000</u> //
略	略	略

改 正 案

別表（第1条関係）

職名	報酬の額	
略	略	略
美術館館長	月額	<u>280,000</u> //
略	略	略

(総務課)

議案第47号

栃木市市民憲章審議会条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市民憲章が制定され、所期の目的を達成したことから、栃木市市民憲章審議会を廃止するため、栃木市市民憲章審議会条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

議案第19号と同じ。

(文 化 課)

議案第48号

とちぎ蔵の街美術館条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市立美術館の設置に当たり、とちぎ蔵の街美術館を廃止するため、とちぎ蔵の街美術館条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第19号と同じ。

議案第48号（文化課）

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例

現	行
(使用料)	

第6条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、市長に別表第1に定める額の使用料を支払わなければならない。ただし、とちぎ山車会館及びとちぎ蔵の街美術館の入館者が駐車場を利用する場合は、この限りでない。

2 略

改 正 案

(使用料)

第6条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、市長に別表第1に定める額の使用料を支払わなければならない。ただし、とちぎ山車会館の入館者が駐車場を利用する場合は、この限りでない。

2 略

(文 化 課)

議案第 49 号

栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を廃止する条例の制定について

提案理由

(仮称) 栃木市文化芸術館及び文学館の整備が令和 3 年度中に完了する見込みとなり、所期の目的を達成したことから、栃木市文化芸術施設等整備検討審議会を廃止するため、栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 19 号と同じ。

(スポーツ連携室)

議案第 50 号

財産の無償譲渡及び無償貸付けについて

提案理由

学校法人栃木シティ学園 CITY FOOTBALL ACADEMY の校地校舎として、株式会社日本理化工業所に土地及び建物を無償で譲渡すること及び土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 以下略

(財産の管理及び処分)

第 237 条 略

2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団

体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、
出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくし
てこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 略

(参考)

1 譲渡

(1) 土地

所 在	地 番	地 目	面積 (m ²)
栃木市岩舟町小野寺字足洗	2113 番 3	学校用地	12,153.00
栃木市岩舟町小野寺字足洗	2126 番 2	学校用地	33.00
栃木市岩舟町小野寺字山下	4603 番 2	学校用地	410.00
栃木市岩舟町小野寺字山下	4603 番 4	学校用地	47.00
栃木市岩舟町小野寺字夜刃前	2126 番 1	学校用地	1,583.00
栃木市岩舟町小野寺字夜刃前	2126 番 4	学校用地	3.89
合 計	—	—	14,229.89

(2) 建物

所 在	地 番	種 類	床面積 (m ²)
栃木市岩舟町小野寺字足洗	2113 番 3	校舎	2,000.87
栃木市岩舟町小野寺字足洗	2113 番 3	屋内運動場 プール付属棟	884.06
栃木市岩舟町小野寺字足洗	2113 番 3	野外便所 体育器具庫	85.02
栃木市岩舟町小野寺字足洗	2113 番 3	粘土焼窯	4.86
栃木市岩舟町小野寺字足洗	2113 番 3	プール	約 900
栃木市岩舟町小野寺字足洗	2113 番 3	給食室	97.46

2 貸付け (土地)

所 在	地 番	地 目	面積 (m ²)
栃木市岩舟町小野寺字足洗	2125 番	学校用地	764.00
栃木市岩舟町小野寺字山下	4603 番 3	学校用地	456.00
合 計	—	—	1,220.00

(都賀地域づくり推進課)

議案第 51 号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市都賀町合戦場 248 番地 1 落合工務店・松新建商特定建設工事共同企業体代表者株式会社落合工務店代表取締役落合幸之助と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5 ,
000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 都賀保健センター・都賀文化会館解体工事

工事場所 栃木市都賀町原宿地内

工事概要 解体工事

・都賀文化会館 R C 造 4 階建て

延床面積 2,775.48 m²

・倉庫 S 造 平屋建て

延床面積 19.26 m²

・都賀保健センター R C 造 平屋建て

延床面積 836.24 m²

・駐輪場

延床面積 41.60 m²

・外構

(斎場整備室)

議案第 52 号

事業契約の締結について

提案理由

事業契約を栃木市河合町 5 番 3 号栃木新斎場整備運営株式会社代表取締役白川裕康と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抜粋
(地方公共団体の議会の議決)

第十二条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(参考)

事業名 栃木市新斎場整備運営事業

事業場所 栃木市岩舟町三谷 1220 番 1 他

事業期間 栃木市議会の議決があった日の翌日から

令和 21 年 3 月 31 日まで

事業概要 (1) 施設整備業務

ア 事前調査業務

イ 設計業務

- ウ 建設業務
- エ 備品等整備業務
- オ 工事監理業務
- カ 環境保全対策業務
- キ 所有権移転業務
- ク 各種申請等業務
- ケ 稼動準備業務
- コ その他施設整備上必要な業務

(2) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 火葬炉設備保守管理業務
- エ 植栽・外構維持管理業務
- オ 清掃業務
- カ 環境衛生管理業務
- キ 備品等管理業務
- ク 警備業務
- ケ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- コ エネルギーマネジメント業務
- サ 本事業終了時の引継業務

※事業用地近隣の市有地の植栽帯の管理を含む。

(3) 運営業務

- ア 予約受付業務
- イ 利用者受付業務

- ウ 告別業務
- エ 炉前業務
- オ 収骨業務
- カ 火葬炉運転業務
- キ 待合室関連業務
- ク 式場関連業務
- ケ 売店等運営業務
- コ 使用料徴収代行業務
- サ 死産等の受付・火葬業務
- シ その他運営上必要な業務

(斎場整備室)

議案第 53 号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市斎場の指定管理者に栃木新斎場整備運営株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(土木管理課)

議案第 54 号

市道路線の認定について

提案理由

栃木地域内の新栃木駅東西自由通路、開発行為により帰属された道路、栃木インター西土地区画整理事業内の主要区画道路、都賀地域の開発行為により帰属された道路及び岩舟地域の道路改良事業により整備した道路について、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道として認定するため、同条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

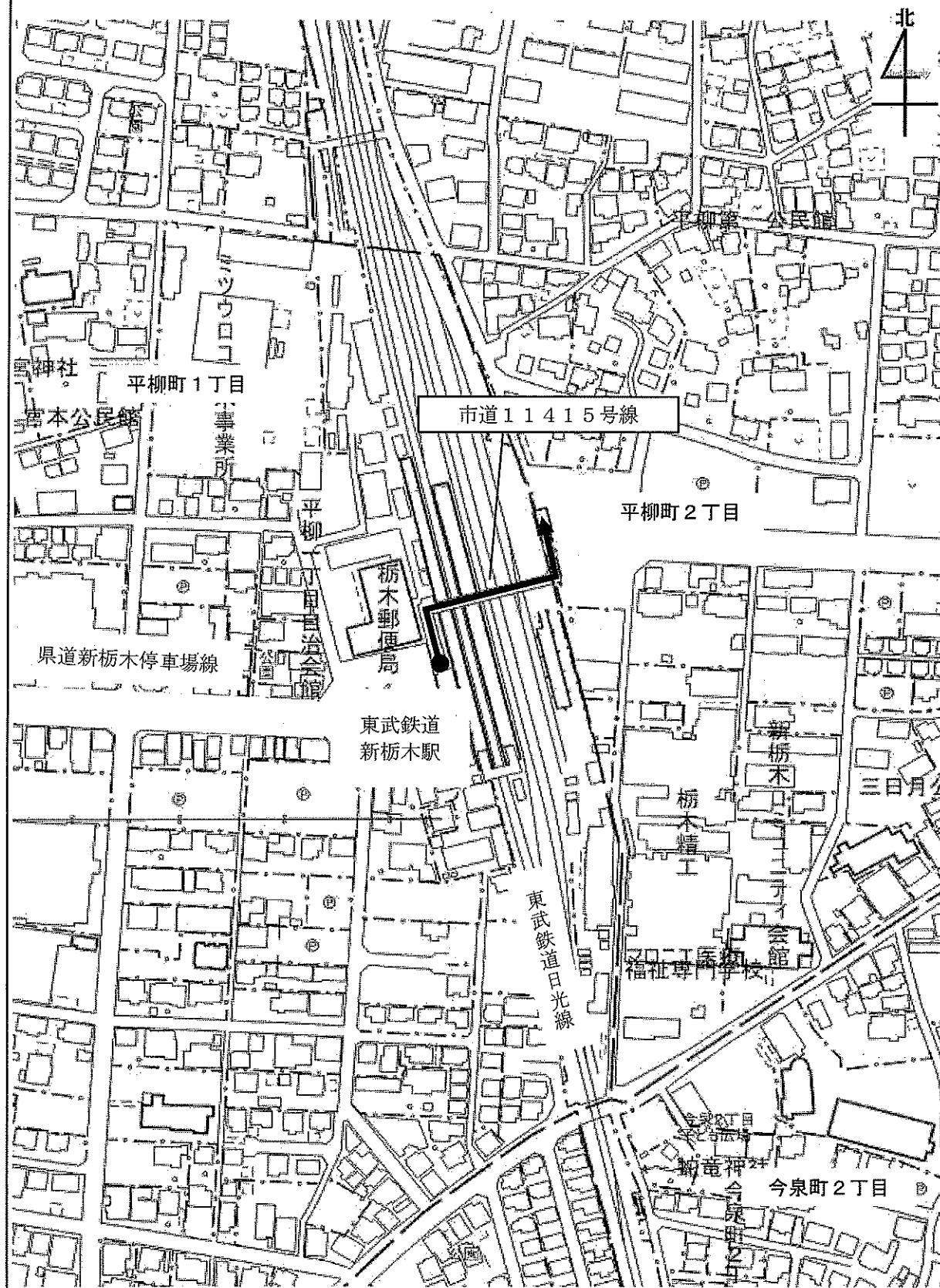
第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

市道路線認定 位置図
(S=1:2500)

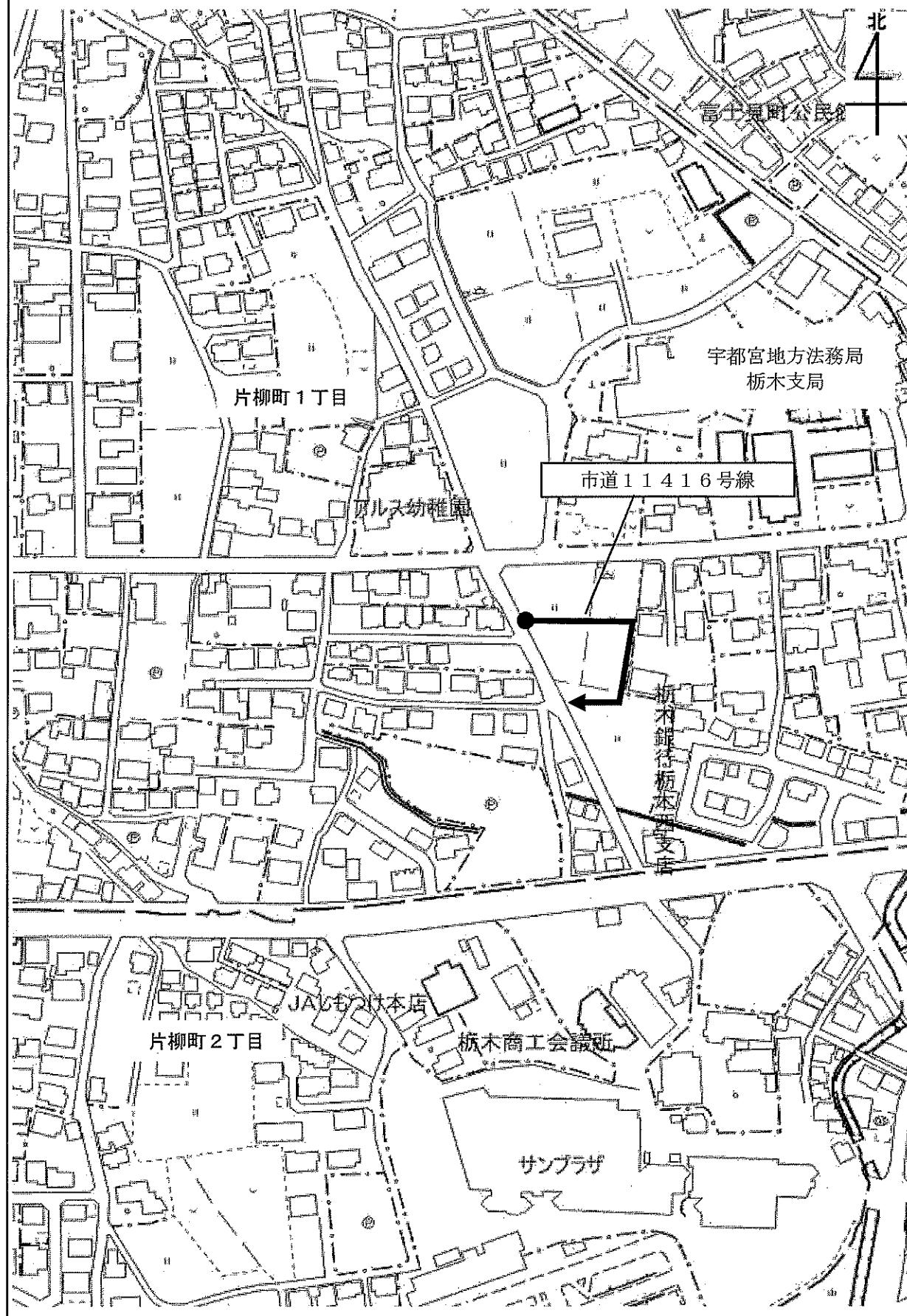
市道11415号線



市道路線認定 位置図

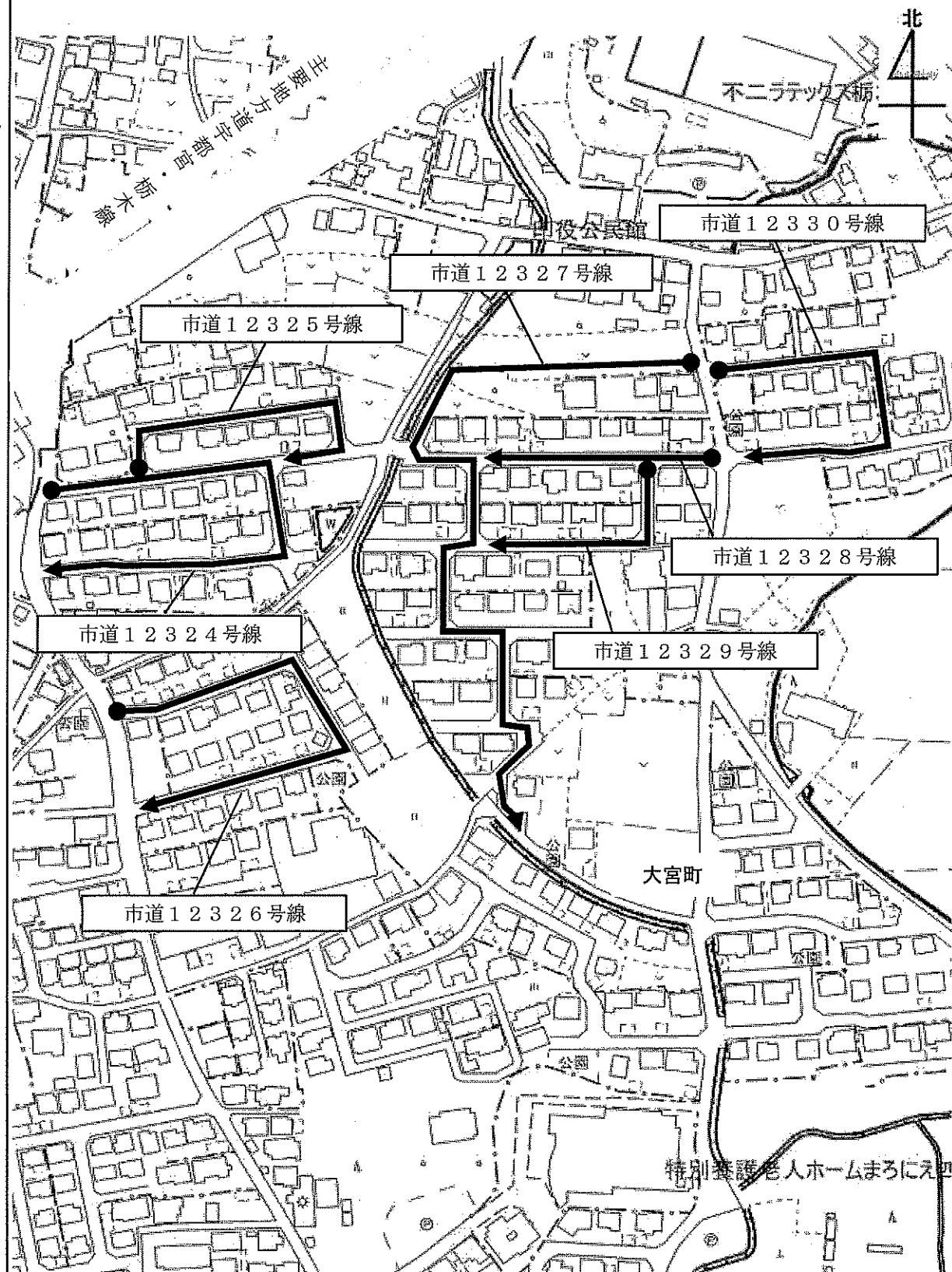
(S=1:2500)

市道11416号線



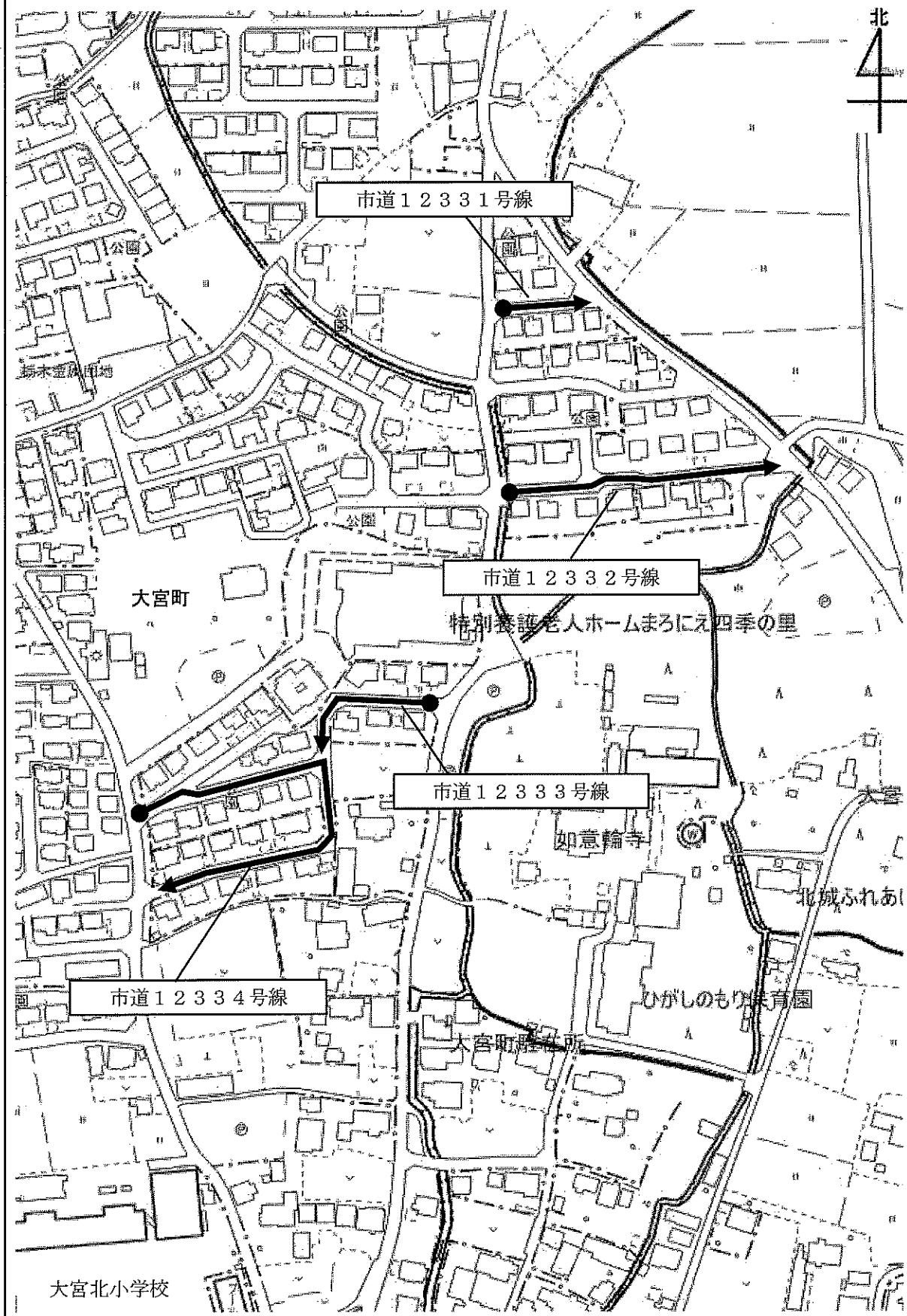
市道路線認定 位置図
(S=1: 2500)

市道12324号線
～市道12330号線



市道路線認定 位置図
(S=1:2500)

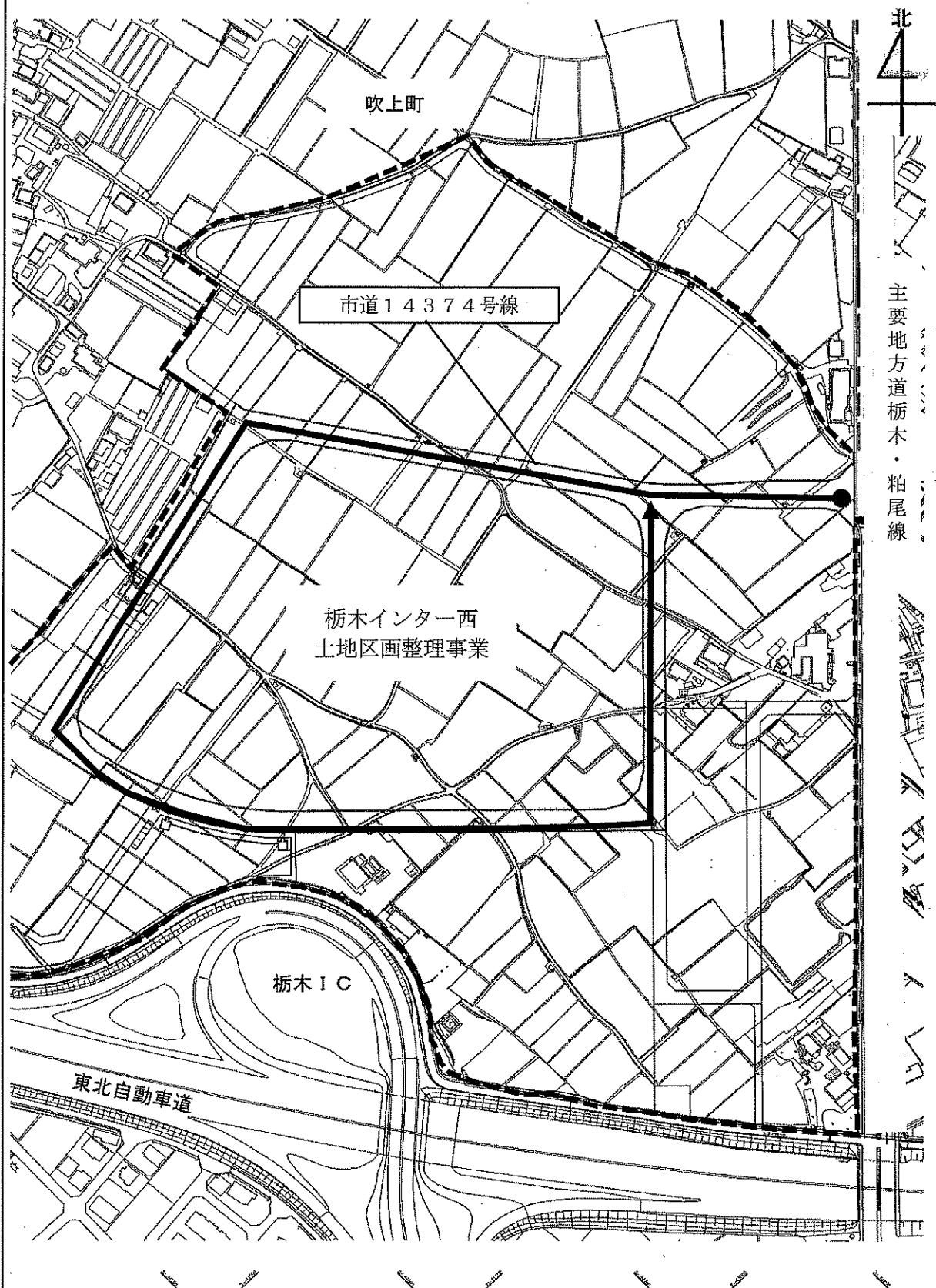
市道12331号線
～市道12334号線



市道路線認定 位置図

(S=1:2500)

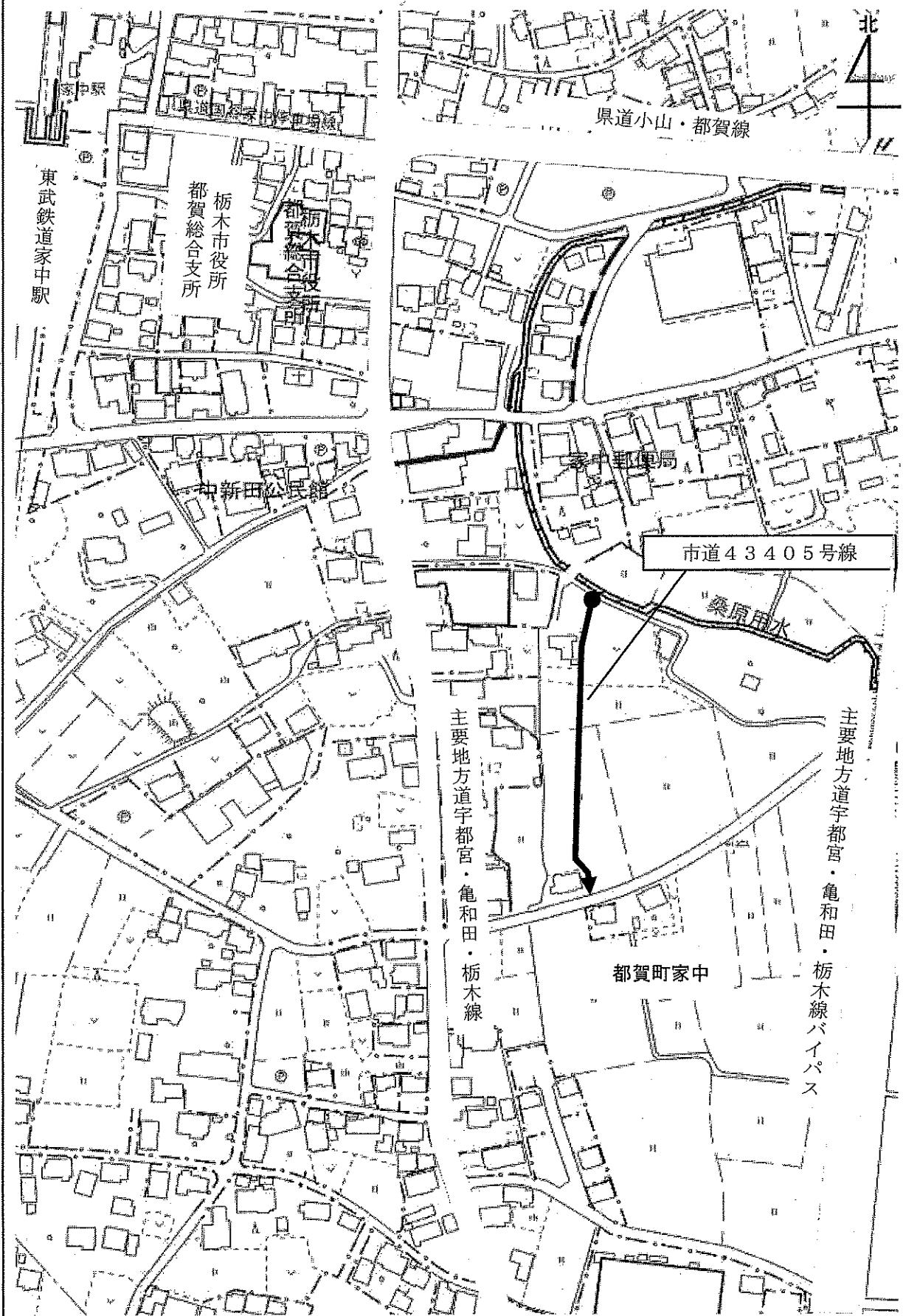
市道14374号線



市道路線認定 位置図

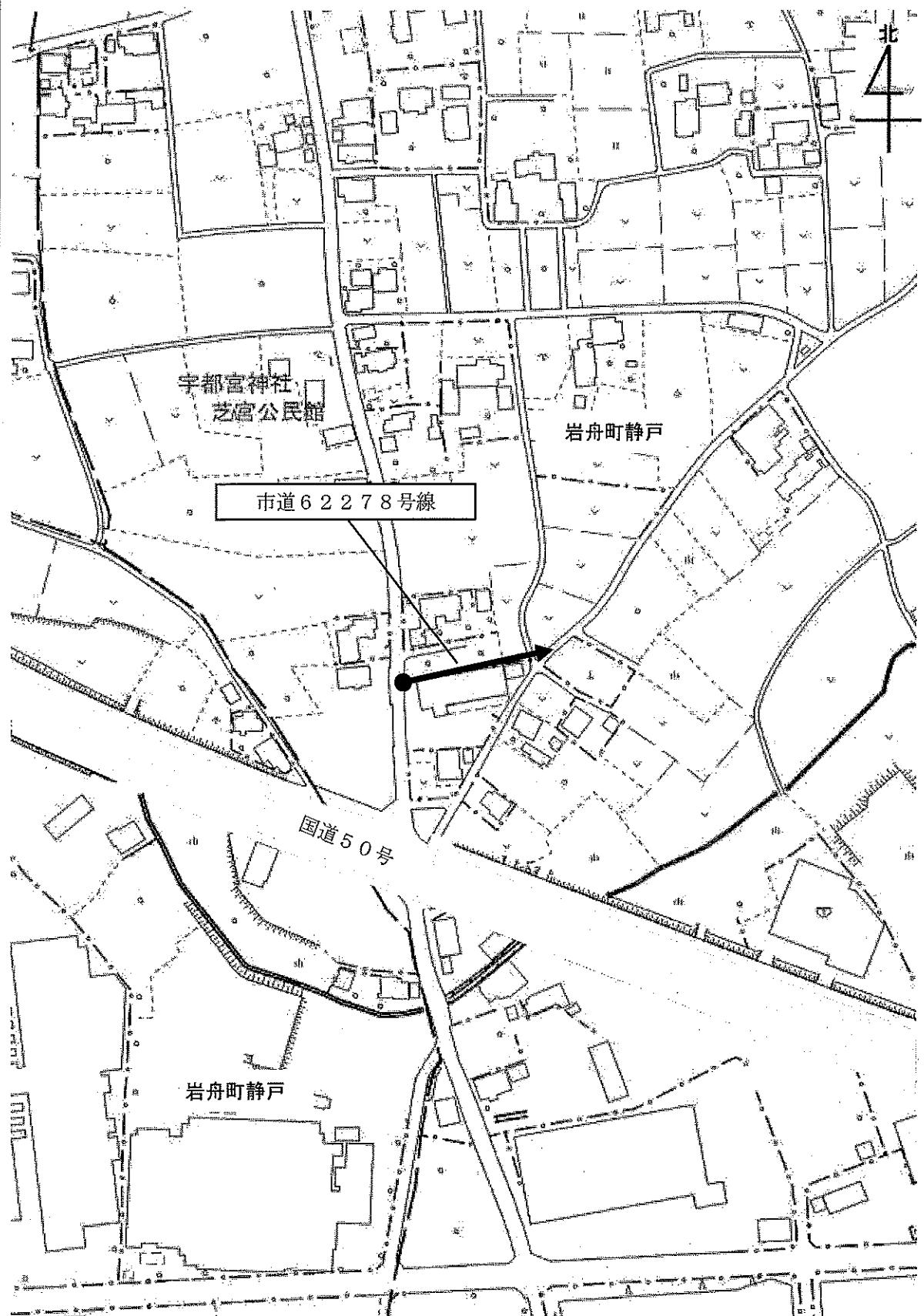
(S=1:2500)

市道43405号線



市道路線認定 位置図
(S=1: 2500)

市道62278号線



(土木管理課)

議案第 55 号

市道路線の変更について

提案理由

岩舟地域の道路改良事業により整備された道路について、道路法第 10 条第 2 項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 略

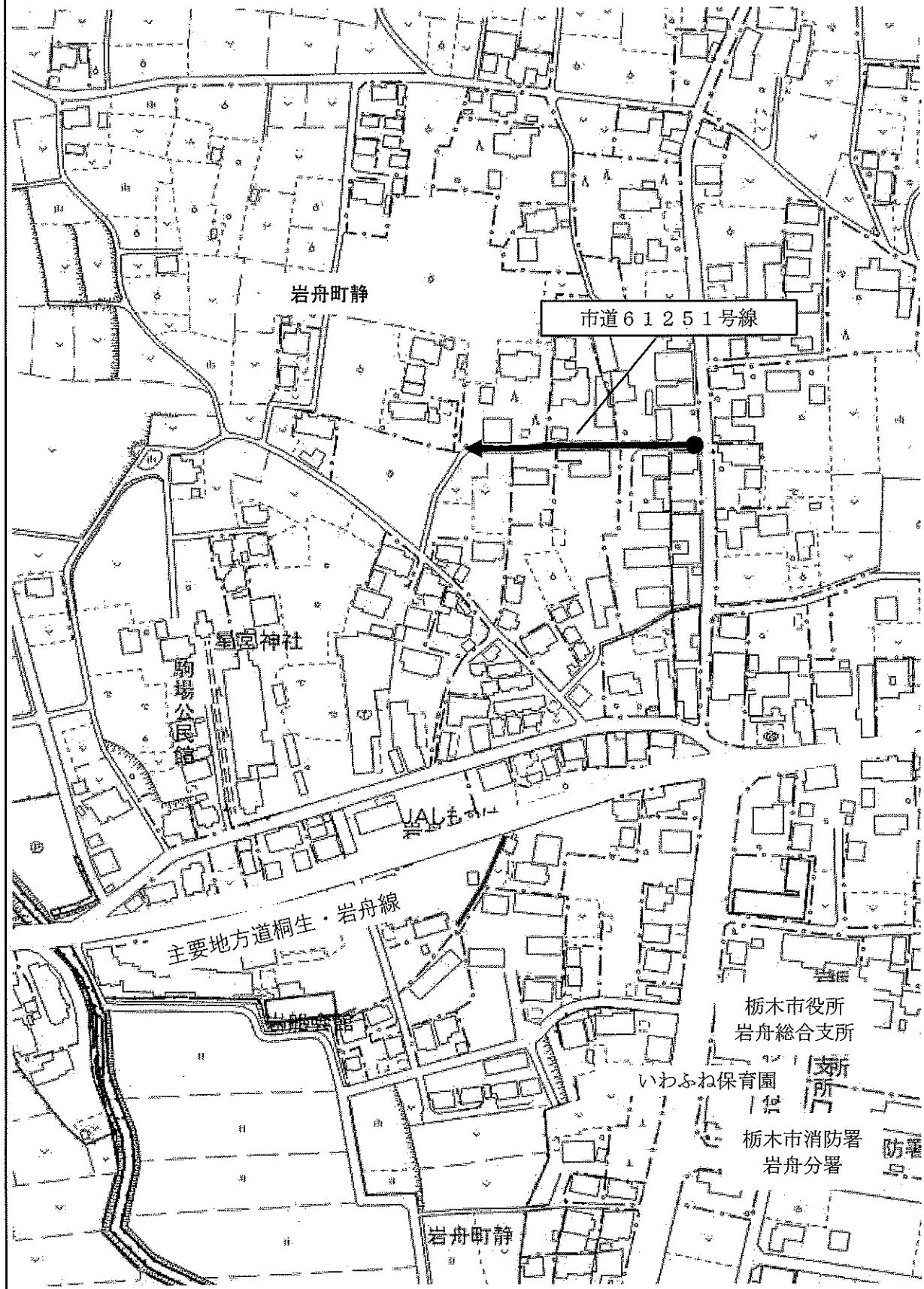
2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道

府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

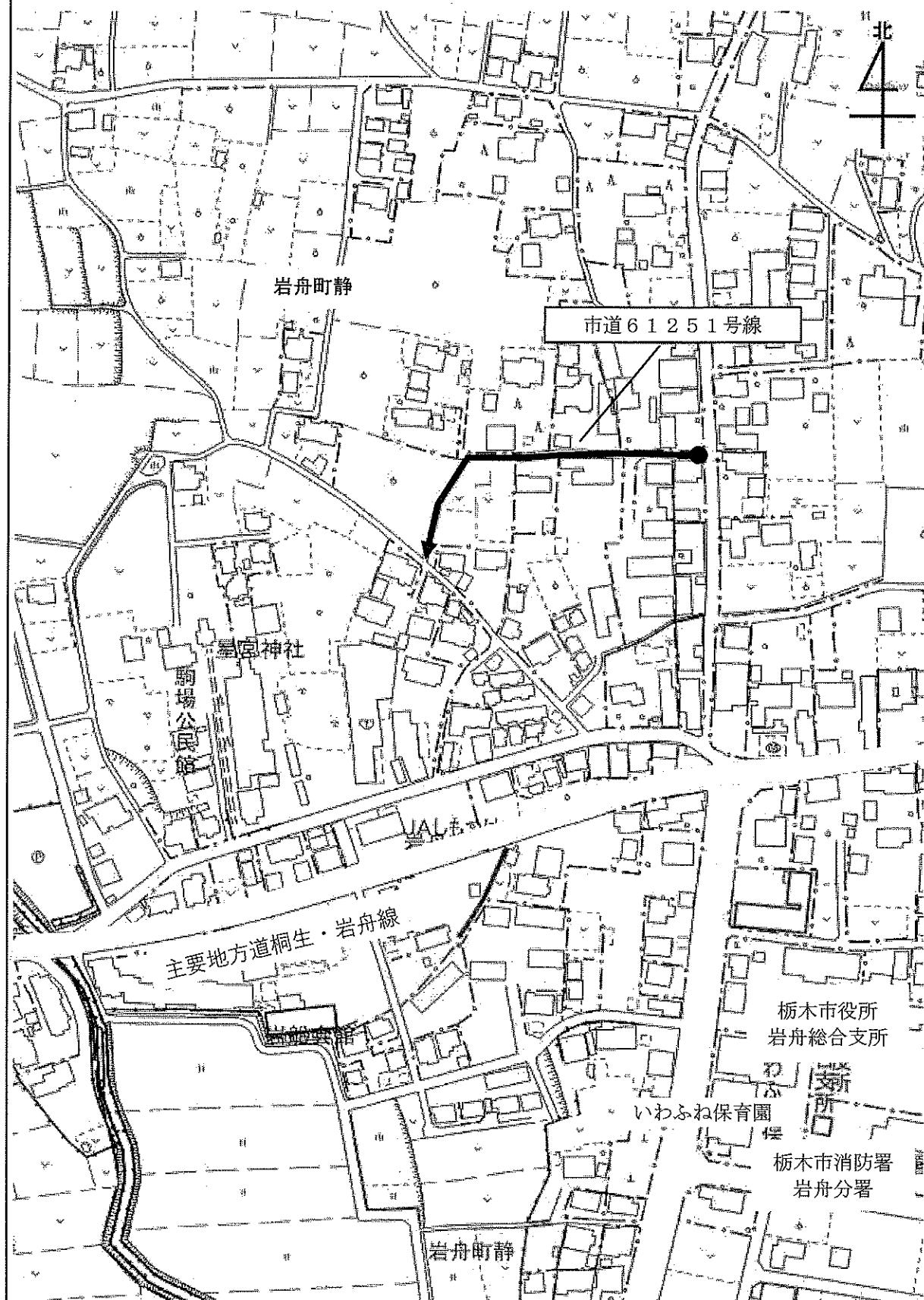
市道路線 変更前 位置図
(S=1: 2500)

市道61251号線



市道路線 変更後 位置図
(S=1:2500)

市道61251号線



(職 員 課)

議案第 56 号

教育長の任命につき同意を求めるについて

提案理由

教育委員会教育長青木千津子氏が令和 3 年 6 月 10 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育長に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 以下略

青木千津子氏の略歴

住所 栃木市大平町下皆川2011番地17

生年月日 昭和34年9月17日

主な経歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 57 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員 6 名のうち、福島鉄典氏が令和 3 年 5 月 18 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参照条文]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第 4 条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 以下略

福 島 鉄 典 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町富田 609番地18

生年月日 昭和39年4月24日

主 な 経 歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 58 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

教育委員会委員 6 名のうち、林慶仁氏が令和 3 年 5 月 18 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるもの。

[参考条文]

議案第 57 号と同じ。

林 慶 仁 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町小野寺2247番地

生年月日 昭和37年10月5日

主 な 経 歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員 22 名のうち、渡沼康子氏が令和 3 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 1・2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

渡 沼 康 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市錦町8番5号

生年月日 昭和29年8月4日

主 な 經 歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 60 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員 22 名のうち、加茂律子氏が令和 3 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 59 号と同じ。

加 茂 律 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市都賀町家中 2726 番地

生年月日 昭和 33 年 9 月 8 日

主 な 経 歴

[マスキング]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 61 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

提案理由

農業委員会委員に欠員が生じたため、委員として宮崎章氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参考条文〕

農業委員会等に関する法律抜粋

(委員の任命)

第 8 条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 略

宮 崎 章 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町新里 62 番地

生年月日 昭和 24 年 3 月 14 日
[REDACTED]

主 な 経 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

